

2020 年度 登 録 規 程

第 1 章 加盟・登録義務

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人全日本女子野球連盟（以下「本連盟」という。）が、女子硬式野球競技者数および登録チーム数の把握、管理をすることにより連盟の社会的信頼を確保するとともに、登録競技者およびチームに対し、必要な情報を提供し、連携を持つことで競技の普及発展および競技向上を目的とする。

(加盟義務)

第 2 条 以下に掲げる各統括団体は本連盟の加盟団体とする。

- (1) 全国高等学校女子硬式野球連盟
- (2) 全国大学女子硬式野球連盟
- (3) 全日本女子硬式野球クラブ連盟
- (4) その他新規に形成された連盟で当連盟が承認した団体

2 また、以下に掲げる地区連盟および支部は本連盟の公認団体とする。

(1) 地区連盟

- a. 関東女子硬式野球連盟（ヴィーナスリーグ）
- b. 関西女子硬式野球連盟（ラッキーリーグ）
- c. センターリーグ（正式名称検討）

(2) 支部

- a. 静岡県支部

3 その他新規に形成された地域連盟および当連盟が承認した団体

(登録義務)

第 3 条 第 2 条の 1 に掲げられた本連盟の加盟団体に所属するすべてのチームは、監督、コーチ、部長、マネージャー、トレーナー、スタッフ等（以下「競技者（役員）」という。）および所属選手（以下「競技者（選手）」という。）を記載した加盟チーム競技者登録名簿を各チームの所属加盟

団体に、所属加盟団体が定めた期日までに提出しなければならない。提出された名簿は、各加盟団体から本連盟に提出され、本連盟に登録されるものとする。

- 2 加盟チームは、年間を通じていつでも競技者（役員・競技者）の追加登録、抹消登録などの変更をすることができる。その場合、加盟チームは最新の競技者登録名簿を各所属加盟団体に提出しなければならない。変更された最新の名簿は、各加盟団体から本連盟に提出される。
- 3 第 2 条の 2 に掲げられた本連盟の公認団体にのみ所属するすべてのチームにおいて、競技者人数把握のため、当該チームの競技者（役員・選手）数と内訳を提出するものとする。但し、それらのチームは本登録規定第 7 条にある当連盟の加盟チームのステータスは保証されない。
- 4 加盟チームの最低登録人数、年度内の途中登録については、第 2 条 1 に掲げる加盟団体のそれぞれの登録規定を尊重するものとする。

(登録料納付の義務)

第 4 条 登録料は、加盟チームが所属の統括団体を通じて本連盟に納めるものとし、統括団体での徴収が困難な場合は、直接連盟に納めるものとする。登録料納付については第 6 章に定めるものとする。

第 2 章 加盟チーム及び競技者の資格等

(資格要件)

第 5 条 加盟チーム及び競技者は、本連盟が別に定める行動指針、女子野球内規等、その他本連盟が定める規程を遵守しなければならない。

(加盟チームを構成する競技者)

第 6 条 加盟チームを構成する競技者について以下のとおりとする。

- (1) 加盟チームは、競技者（役員）として、チームを代表する責任者（部長、団長、統括など名称は問わない）並びに監督を登録しなければならない。この場合、監督が責任者を兼務することができる。また、この他にチーム運営に必要なスタッフとして、その他役員（副部長、副団長、副統括など名称は問わない）、コーチ及びトレーナー、スタッフ、マネージャー等を

登録することができる。

- (2) 加盟チームは、競技者（選手）として、予選等を含む野球大会の試合に出場する選手を登録しなければならない。また登録する競技者（選手）は、女性でなければならない。
- 2 加盟チームにおいて、前項の規定により登録する競技者（役員）並びに競技者（選手）には、いずれも人数制限はない。
- 3 本連盟の加盟チームにおいて、競技者（役員）の所属は、1 チームに限定しない。監督に限り、第 2 条の 1 で掲げる加盟団体において、同じ加盟団体の複数の加盟チームで活動することはできない。
(例) 高校の監督は、クラブ、大学の監督を兼ねることはできるが、同じ加盟団体に登録する別の高校の監督はできない。
- (2) 本連盟の加盟団体、公認団体以外の団体に属するチームにおいて、指導者、役員、スタッフ等で登録している者でも、当連盟に登録できる。その場合、当該競技者（役員）は属するチームから承認を得たうえで登録しなければならない。
- 4 本連盟の加盟チームにおいて、競技者（選手）の所属は、1 チームに限るものとする。
- 5 日本オリンピック委員会、日本体育協会、全日本野球協会の傘下および加盟団体に属するアマチュア競技者およびチームが、本連盟に加盟登録を希望した場合、競技者およびチームが、現行所属するチームの承認を得ている場合のみ、本連盟はこれを認める。
- 6 本連盟は、加盟チームが外国籍の競技者（役員・選手）に登録することを認める。但し、外国籍の競技者（選手）に登録するチームは、当該選手が合法に日本に滞在し競技ができる環境を保障するものとする。また、外国籍の競技者（選手）に登録するチームに対し、本連盟が当該競技者の在留資格について、確認をする場合がある事を了承する。なお、日本での永住権所有者は、日本国籍を有する選手と同等の登録資格とし、外国籍の競技者とししない。
- 7 日本国籍を有する選手と同等の登録資格を持たない、または、登録対象でない外国籍の競技者で構成されたチームで日本国内での活動が 3 ヶ月未満のチーム（以下「外国籍チーム」という）は登録の義務はない。（外国のチームが短期で日本国内合宿をする場合など）
但し、外国籍チームが出場できる大会に参加する場合は、各大会の参加規定に従うものとする。
- 8 本連盟の加盟団体、公認団体以外の団体に属するチームが、本連盟および本連盟の関係団体が主催する大会に参加する場合は特別参加費を徴収した上で参加を承認する。
- 9 国内外のプロ野球組織及び構成球団、独立リーグ等を退団した競技者が本連盟への登録を希望

した場合、何ら制限なく本連盟に加盟するチームに所属できる。

(加盟団体、加盟チームと競技者の権利)

第7条 すべての加盟チームおよび競技者は、本連盟および第2条の1に掲げる加盟団体が主催する大会もしくは当該大会の予選大会に出場することができる。

2 加盟チームおよび競技者は、本連盟が公認、後援する大会もしくは当該大会の予選大会に出場することができる。

3 加盟チームおよび競技者は、本連盟、公益財団法人日本野球連盟（JABA）や一般財団法人全日本野球協会（BFJ）等が実施する講習会等（審判講習、TC講習、記録員講習、アンチドーピング講習等）に、人数制限はあるものの参加することができる。講習履行後、一定の技量を認められた競技者は、国内外の大会で審判員、TC、記録員として派遣されることがある。

4 本連盟の加盟団体および加盟チームは、本連盟の承認のもと、アマチュア選手による女子硬式野球大会を主催することができる。

5 本連盟の加盟団体、加盟チーム、公認団体が主催する本連盟公認大会、後援大会において、助成金やボールなどの提供を受けることができる。

6 本連盟の加盟チームは本連盟より公認野球規則1冊を無償で受け取ることができる。

7 本連盟の加盟チームは本連盟より年間活動報告書（冊子）1冊を無償で受け取ることができる。

8 本連盟の加盟チームおよび登録選手は、当連盟が作成した女子野球に関する資料を無償で受け取ることができる。

9 本連盟の加盟チームおよび競技者は、本連盟が主催、公認、後援をする大会で優秀な成績をおさめた際の成績証明書を申請することができる。

10 本連盟の加盟チームおよび競技者は、本連盟の年間表彰の対象となる。

11 本連盟の加盟団体は、日本野球連盟から配布される日本オリンピック委員会（JOC）、日本体育協会などの各種情報を可能な限り共有できる。

12 世界野球ソフトボール連盟が主催する大会を除く女子野球の国際大会および交流大会においては、本連盟の加盟チームや登録選手に出場の権利が与えられる。但し、特定のチーム同士による親善試合、特定のチームによる海外キャンプ、合宿などはこの限りではない。

13 本連盟の加盟チームは、連盟からの各種情報を得ることができる。

第 3 章 競技者の転籍措置

(競技者の転籍による措置)

第 8 条 競技者の転籍による措置について以下のとおりとする。

- (1) 競技者（選手）が加盟チームを同一年度内で転籍した場合、転籍前のチームと転籍先のチーム責任者が承認した場合に限り、転籍は可能とする。
- (2) 転籍後、年度内において当該選手の新たな登録料は発生しない。
- (3) 転籍前のチーム責任者は、当該選手が抹消された最新の名簿を、加盟団体に提出しなければならない。変更された最新の名簿は、各加盟団体から本連盟に提出される。転籍先のチーム責任者は新規加入選手を加えた最新の登録名簿を、加盟団体に提出しなければならない。変更された最新の名簿は、各加盟団体から本連盟に提出される。
- (4) 中学・高校・大学チームに属する競技者（選手）が、卒業前に次年度から入部が決定しているチームで活動する場合は、転籍前のチーム責任者と転籍先のチーム責任者の合意を経て認められる。その場合、転籍前、転籍先のチームによる書類の提出は不要とする。但し、中学・高校・大学チームに属する競技者（選手）が、卒業前に次年度から入部が決定しているチームで本連盟や加盟団体が主催する大会に出場することはできない。なお、地域大会や交流大会等は、両責任者の合意のもと部活動を引退した競技者（選手）が次年度から入部が決定しているチームで出場することができる。

(例) ×高校もしくは大学チームを引退、次年度入部するクラブチームにてクラブ選手権および予選出場は不可とする。

○高校もしくは大学チームを引退、次年度入部するクラブチームにて地域大会に参加は、両監督の同意があれば可能とする。

- 2 加盟チームが登録年度内に解散及び無期活動休止した場合、加盟チームは登録抹消届を提出しなければならない。所属統括団体および本連盟は届出提出後直ちに審査を行う。その承認日から競技者は登録抹消証明書がなくても無条件で転籍することができる。また年度内においては、転籍する競技者の新たな登録料は発生しない。但し、一度納入された登録料は返還しない。
- 3 競技者（選手）が加盟チームを退部した場合、速やかに変更された最新の登録名簿を各加盟団体に提出する。変更された最新の名簿は、各加盟団体から本連盟に提出される。

- 4 競技者が所属チームの登録を抹消し、新たなチームを形成する場合は、新規登録の手続きをしなければならない。年度内であった場合は新チームへ転籍する競技者（選手）の登録料は発生しないが、新たに本連盟の登録選手となる者および新加盟チームの登録料は発生するものとする。
- 5 加盟チームは、登録年度内において一度登録を抹消した競技者を再登録する場合は、速やかに変更された最新の登録名簿を各加盟団体に提出する。変更された最新の名簿は、各加盟団体から本連盟に提出される。
- 6 競技者（選手）がチームの転籍を希望した場合、転籍前および転籍先の責任者は競技者（選手）の競技機会を奪うことのないよう友好的且つスポーツマンシップにのっとり誠実に協議しなければならない。

第 4 章 加盟チーム及び競技者の行為制限及び除名

(加盟チームの行為制限)

- 第 9 条 加盟チームは、本連盟、加盟団体、公認団体が主催する以外の大会に出場する場合は、加盟団体を通じて本連盟に報告しなければならない。
- 2 加盟チームは競技者（選手）として登録していない者において、本連盟が主催、公認、後援する大会および当該大会の予選を含む野球大会に出場させてはならない。
 - 3 加盟チームおよび競技者は、海外遠征や海外での指導等、競技者が海外にて活動する場合は必ず連盟に届け出なければならない。
 - 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、本連盟理事会が承認した場合はこれを適用しない。

(加盟チーム及び競技者の加盟登録又は競技者登録の拒否および取消し)

- 第 10 条 加盟チーム、加盟予定のチームとその競技者が次の各号の一に該当したときは、本連盟理事会の議決かつ、所属統括団体会長の同意を得た上で、加盟チームの加盟登録又は競技者登録を拒否または取消することができる。
- (1) 本連盟、加盟団体、公認団体の名誉を傷つけ又は本連盟、加盟団体、公認団体の目的に著しく違反する行為があったとき。
 - (2) 本連盟の定款及び別に定める行動指針等の規定に著しく違反する行為があったとき。

(3) 反社会勢力との関係が認められたとき。

(4) 加盟チームが競技を主の目的とせず、営利活動、宗教活動等、別の目的を主として活動しているとき。

(5) その他本連盟の理事会において登録拒否、取り消しに値すると判断されたとき。

第 5 章 加盟団体、加盟チームおよび公認団体のマーケティング活動等

(広告宣伝活動)

第 11 条 本連盟は普及発展の観点から、加盟団体、公認団体、加盟チーム、競技者の媒体出演やインターネットを使用した SNS 等の広告宣伝活動を承認し、支援する。

(寄付募集活動)

第 12 条 本連盟は加盟団体、公認団体、加盟チーム、競技者において寄付募集活動を承認する。但し、活動において寄付募集は公表して行わなければならない。

例：チームでの寄付募集は、チーム内で協議し決定され、ウェブサイトや SNS など一般に公開される手段を通じて行われなければならない。閲覧者が限定されている SNS などは一般公開とみなさない。

(スポンサー営業活動)

第 13 条 本連盟は加盟団体、公認団体、加盟チーム、競技者において収益獲得活動を行うことを承認する。ただし、別紙に定めるマーケティングガイダンスを遵守するものとする。

第 6 章 役員の登録等

(加盟団体役員等の登録名簿)

第 14 条 第 2 条の 1 に掲げる本連盟の加盟団体の会長は、毎年度 4 月 1 日現在の役員等を記載した団体役員等登録名簿を本連盟会長に提出しなければならない。

(公認団体役員等の登録名簿)

第 15 条 第 2 条の 2 に掲げる本連盟の公認団体の会長は、毎年度 4 月 1 日現在の役員等を記載した役員等登録名簿を本連盟会長に提出しなければならない。

(加盟団体および公認団体役員等の新規登録)

第 16 条 加盟団体および公認団体の役員等として新たに就任した者が登録する場合は、最新の役員等登録名簿を本連盟会長に提出しなければならない。

(加盟団体および公認団体役員等の登録抹消)

第 17 条 加盟団体および公認団体の役員等が退任により登録を抹消する場合は、最新の役員等登録名簿を本連盟会長に提出しなければならない。

(加盟団体および公認団体役員等の役員登録の取消し)

第 18 条 加盟団体および公認団体の役員等が次の各号の一に該当するときは、本連盟の理事会の議決により、かつ、当該加盟団体会長又は公認団体会長の同意を得、役員登録を取消することができる。

- (1) 本連盟、加盟団体および公認団体の名誉を傷つけ、役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- (2) 本連盟定款、加盟団体規約又は公認団体規約等に違反する行為があったと認められるとき。
- (3) 反社会的勢力との関係が認められたとき。
- (4) その他本連盟理事会において、登録拒否、取り消しに値すると判断されたとき。

第 7 章 登 録 料

(登録料の納入義務)

第 19 条 第 4 条の規定に基づき本連盟に登録したチームおよび競技者（選手）は、本連盟の定める登録料を納めなければならない。但し、本連盟の理事会の決議によって競技者（選手）の登録

料が免除される場合がある。

(登録料の種別)

第 20 条 登録料の種別は、加盟チーム登録料及び競技者登録料の 2 種とする。

- 2 加盟チーム登録料の対象は、第 2 条に掲げる加盟団体所属の加盟チームとする。
- 3 競技者登録料の対象は、前項に掲げる加盟チームに所属する競技者（選手）とする。

(登録料の金額)

第 21 条 2020 年度における登録料の金額は以下とする。

- 2 加盟チーム登録料 1 チームにつき年間 2 万円とする
- 3 競技者（選手）登録料 1 選手につき年間 1 千円とする。

(登録料の納入)

第 22 条 加盟チーム登録料及び競技者（選手）登録料は、次の各号に掲げる手続により毎年 5 月末日までに登録する加盟団体に納入しなければならない。また、加盟団体は第 19 条に掲げる登録料を毎年 6 月末日までに本連盟に納入しなければならない。その際、加盟団体は加盟チームの登録名簿を付して、競技者（選手）の内訳を証して本連盟に納入するものとする。

- 2 活動休止の加盟チームに所属する競技者（選手）は、競技者（選手）登録料を納めることを要しない。
- 3 登録料の未納の加盟チームが大会に出場した場合は、当該チームの加盟団体が責任をもって納入するものとする。

第 8 章 補 則

(納付金の返還)

第 23 条 第 18 条に掲げる登録料納入義務対象者が一旦納入したチーム加盟料及び競技者登録料は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

- 2 加盟チーム及び競技者（選手）が年度途中に加盟団体から退会したとしても、登録料はこれを

返還しない。

(不服申立)

第 24 条 本連盟のする決定に対する不服申立は、日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされる仲裁により解決されるものとするが、双方が協議により誠意をもってその都度円満な解決を図るものとする。

(要領への委任)

第 25 条 この規程に関し必要な登録、加盟等及び許可に関する手続要領は、理事会の議決を経て別に定めるものとする。

(規程の変更)

第 26 条 この規程の変更は、本連盟理事会の承認を受けなければならない。

(附則)

この規程は、一般社団法人全日本女子野球連盟の平成29年度の理事会で承認され、2020年4月1日から施行する。